

地区計画の区域内における届出について

- 1 地区整備計画区域内において、建築物の建築及び工作物の建設等を行う場合は、届出が必要になります。（※法に定める届出を要しない行為を除く。）

【届出が不要な場合（例）】

- ・ 建築物又は工作物で仮設のものを設置する場合。
- ・ 屋外広告物で表示面積 1 m²以下であり、かつ、高さが 3 m 以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設。

- 2 届出は、建築確認申請に先立って、その行為に着手する 30 日前までに行う必要があります。
- 3 届出書類は、2 部提出してください。
- 4 届出に必要な書類は、下記の通りです。

(1)土地の区画形質の変更の場合

- ① 地区計画の区域内における行為の届出書
- ② 配置図（当該土地の区域及び周辺の公共施設を表示したもの。）
- ③ 設計図

(2)建築物、工作物の建築若しくは用途の変更の場合(ただし、用途変更後の建築物等が地区計画において定められた用途の制限に適合しないこととなる場合に限り。)

- ① 地区計画の区域内における行為の届出書
- ② 案内図
- ③ 配置図
- ④ 求積図(敷地及び建物)
- ⑤ 各階平面図
- ⑥ 立面図
- ⑦ チェックリスト、屋根・外壁の色見本（下記の地区のみ）
東山ヒルズ地区計画、安積町田向地区計画、郡山南拠点地区計画
向河原町地区計画、片平町集落地区計画、宝沢東地区計画

(3)建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更の場合

- ① 地区計画の区域内における行為の届出書
- ② 案内図
- ③ 配置図
- ④ 立面図

【 問い合わせ・提出先 】

郡山市役所都市政策課

〒963-8601 福島県郡山市朝日 1 丁目 23 番 7 号

TEL 024-924-2321

FAX 024-938-2720